

## 第 12 回統計制度改革検討委員会において議論のあった事項について

## 1 調査票の目的外使用の承認基準における「公益性」の必要性

調査票の目的外使用を認める要件としては、秘密の保護が図られていればよく、その使用が公益性の高いものであることは不要ではないか。

## (1) 個々の申告内容が明らかになる調査票の使用

## ア 目的外使用の承認基準

統計法第 15 条第 2 項は、調査票の使用の二ーズに対して、調査対象者の統計調査に対する信頼を損なうことがない範囲で、調査票の使用を認める趣旨と考えられる。この場合の「統計調査に対する信頼」の内容としては、具体的には、自らが申告した内容に関する秘密が保護されること、自らが申告した内容がみだりに使用されないこと等が挙げられる。

現在の目的外事務処理要領においては、上記を踏まえて、承認の基本的基準として、

調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、その使用が公益性の高いものであると認められる場合を規定している。

## イ 秘密の保護

秘密の保護については、統計法上、守秘義務や秘密の漏洩・窃用に対する罰則の規定を設けることにより、承認を受けた使用者以外の者に調査票に記載された内容が知られたり、当該情報をもとに、調査対象者にとって不利益となるような取扱いがされることがないように、一応の担保がされていることになる。

しかし、守秘義務や秘密の漏洩・窃用に対する罰則の規定があるとしても、当然、承認を受けた使用者自身は、調査票に記載された個々の申告内容を知り得ることになり、当該使用者を通じて、秘密が漏洩又は窃用される可能性を完全に払拭することは不可能である。かりに調査票に記載された情報が漏洩・窃用された際には、当該統計調査の実施のみならず、他の統計調査にも支障を及ぼすことがあるなど、統計調査全体に与える影響は極めて大きいと予想されることから、統計に関しては、秘密の保護には特に慎重な配慮が必要である。

## ウ 自己の申告内容をみだりに使用されないこと

また、申告した内容に係る秘密の漏洩・窃用の議論は別にしても、調査対象者は、国が実施する統計調査であることから、国や社会一般に対して多大な貢献があると認識した上で協力しているものと考えられ、専ら営利目的に使用される場合など、みだりに指定統計作成の目的以外に調査票が使用される場合には、統計調査に対する協力が得られなくなるおそれがある。また、徴税活動や犯罪捜査など、社会全体の見地からは必要性・公益性が認められ

る場合であっても、調査対象者に不利益を及ぼすような使用は、調査対象者の認識に反するものと考えられ、統計調査の円滑な実施、正確で真実性の高い統計の作成に重大な支障をきたすことになる。

## エ 公益性の要件

上記イの後段やウのような点に留意すれば、守秘義務や秘密の漏洩・窃用に対する罰則の規定に加えて、調査票の使用目的、使用の態様、調査票の使用者の範囲等についてあらかじめ一定の制限を加え、調査対象者が申告した内容にアクセスすることのできる者を限定することにより、秘密の保護の実効性を確保するとともに、申告内容のみだりに使用するものではないことを確認する必要がある。具体的には、調査票の使用場所等の使用の態様とともに、統計作成目的であるか否か、行政との関連性の有無等の使用目的、調査票を適正に管理する能力の有無等の使用者の範囲等について確認を行うことになる。目的外事務処理要領において「公益性の高いもの」と呼んでいる要件はこのような趣旨から設けているものであり、この要件を不要と理解することは困難である。

### (2) 匿名標本データ

匿名標本データについては、調査票について個体の識別を不可能にするための匿名化措置を講じたものではあるが、これまで作成・使用された実績はなく、また、個票ベースで提供されるものであること等を考慮すれば、秘密の保護について、調査対象者が不安を抱くおそれがある。また、(1)ウのように、秘密の保護の観点とは別に、申告した内容のみだりに使用されることはないという調査対象者の信頼に配慮をする必要があることから、一定の公益性を要件とすることが適当である。

### (3) オーダーメイド集計

オーダーメイド集計については、調査票に記載された情報が外部に漏れることはないという意味での秘密の保護は確実なデータ利用の手法であるが、(1)ウのように、申告した内容のみだりに使用されることはないという調査対象者の信頼に一定の配慮をする必要があるほか、特定の者に提供する特定の役務の実施のために国民の共有財産である行政資源を費やす行為であることにかんがみれば、オーダーを認めるに当たっては、一定の公益性を要件とすることが適当である。

なお、(2)及び(3)の「一定の公益性」の範囲については、報告書案において、両者とも、学術研究目的や教育目的等が考えられる旨記述しているが、(2)の匿名標本データについては、形式としては個票ベースで提供されるものであり、データを適正に管理する能力を十分確認する必要がある。このため、大学生、大学院生等の学生の使用については、特に慎重に審査を行う必要がある。

## 2 匿名標本データの教育目的での使用

調査対象者の信頼確保のためには、匿名標本データについては学生には使用させるべきではないのではないか。学生については、レプリカデータを使用させるという方法もあるのではないか。

教育目的の一環として学生が匿名標本データを使用する場合には、

- (1) 統計データを利用した分析等に関する技術的な習熟度を高める目的
- (2) 統計データを利用した分析を行い、当該分析結果を講義・演習等で用いる場合

が想定されるが、報告書案に記述のとおり、匿名標本データの提供に当たっては、調査対象者の統計調査に対する信頼に十分配慮するため、提供されたデータの管理体制等について十分な確認が必要であり、大学院生等の学生自身がデータを取り扱うことについては慎重に判断すべきである。したがって、教育目的の匿名標本データの利用については、データの利用の申し出を行う教員等が、厳格な管理を行うことが可能であると認められる場合に限り認めることとし、特に慎重な審査を行うことが必要である。

なお、一般的に「レプリカデータ」と呼ばれるものの中には、単に調査票データのフォーマットだけを用いて、全くランダムにデータを入力したもの、申告内容が記載された既存の調査票を利用して一部のデータだけ別のデータに差し替えたものが想定される。

上記の教育目的の使用のうち(1)の場合は、を利用することで十分目的は達成できるが、(2)の場合は、正しい分析結果を得る必要があり、少なくとも のように、実際の調査票をベースとしたものである必要がある。

なお、 のような形態のデータについては、基本的に架空のデータであり、調査対象者の信頼の確保等の観点からのその取扱いに関する特段の配慮の必要はなく、また、調査実施者でなければ作成できないものでもないため、自由な作成に委ねるべきものと考えられる。

また、 のような形態のものについては、実際の調査票から作成される以上、基本的に「匿名標本データ」の一種と理解することになる。

### 3 各調査実施者に調査票の目的外使用の判断を委ねる場合における政策統括官室の関与の在り方

調査票の目的外利用について、申請者と各調査実施者の間で協議が行われた結果、使用が認められない事例も起こり得るので、何らかの形で政策統括官室が関与する余地を残す必要があるのではないかと考える。

統計目的の統計データの使用の判断を各調査実施者に委ねるに当たっては、

- ・ これまでの目的外事務処理要領に基づく運用等も踏まえて、統計データ使用の判断基準や留意事項等を法令上規定すること。
- ・ 申し出を拒む場合の理由の提示等、公正・公平かつ利用者の便宜にも配慮した適切な対応を取ることが適当であり、そのためのガイドラインの作成等について検討すること。

を報告書案において記述しており、統計データの使用の可否等については、これらを踏まえ、各調査実施者において適切に判断されるものと考えている。

あわせて、

- ・ 各調査実施者は、統計データの使用の状況について、定期的に総務大臣に報告を行うこと。
- ・ その際、統計データの利用が阻害されることのないよう、統計データの使用を認めなかった場合についても、総務大臣に報告を行うこと。

を記述しており、各調査実施者の状況等について、総務大臣（政策統括官室）が一元的に把握することが可能になっている。また、そのような情報を踏まえて必要と認められた際には、総務大臣は、統計法第 16 条第 2 項の規定等に基づいて、各調査実施者に対して資料の提出や説明を求めることが可能となっており、現在の報告書案の考え方は、調査票使用手続の簡素化を図りつつ、統計データの利用が阻害されないよう必要な配慮を行っているものと考えている。

#### 4 「統計データアーカイブ」の整備に資するため、調査票等の保存に関する法整備の在り方

「統計データアーカイブ」の在り方は必ずしも明らかではないが、将来的な整備に備えて、調査票等の管理、保存の在り方について法律上何らかの規定を整備する必要があるのではないか。

調査票等の保存の在り方については、報告書案の6(2)において、

- ・ 将来的なデータアーカイブの設置等に備えるため、調査票の内容を転写した電磁的記録の保存期間については、できる限り長期間とすべきであること。
- ・ その際、電磁的記録の保存形式等を統一し、調査方法や用語の定義等、統計調査に関連する必要な情報をあわせて保存することが適当であることを記述している。

調査票や関係書類等の保存・管理については、行政文書の管理に関する一般法である行政機関情報公開法の規定に基づき、基本的には各府省が行政文書に関する定めを設けて行うことになる。

それに加えて、指定統計調査の調査票や関係書類に関しては、統計法第7条に基づき、「関係書類の保存期間及び保存責任者」について、あらかじめ総務大臣の承認を得ることとされている。

これらを受けて、各調査実施者が定める調査規則(省令)においても、調査票等の保存期間に関する規定が設けられている。

各調査実施者の取組を促し、できる限り統一的な運用を確保する観点からは、法律において調査票等の保存の扱いを明確にすることも考えられるが、例えば、電磁的記録に転写される前の調査票の原票のデータの保存の必要性、保存すべき調査票以外の関係書類の範囲等、今後整理を要する事項も多く、それらを踏まえた上で、法律のほか、政令、ガイドライン等、どのようなレベルで規定するかも含め、規定の整備の在り方等について検討を行うことが適当と考える。

「中間とりまとめ」	「報告書」案（今回修正点）
<p>基本的な考え方</p> <p>1 統計の意義と秘密の保護、調査対象者の信頼確保</p> <p>統計は、人口、社会、経済等に関して、世帯や事業所・企業等の一定のその集団の状態を統計的手法を用いて正確に把握し、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであり、最近では、政策効果の事前・事後の評価のための指標としても重要性が高まっているなど、国や地方公共団体の行政運営上根幹的な基盤として極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>また、これにとどまらず、社会・経済の状況が大きく変化する中で、大学などにおける学術研究や、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上でも統計は重要性を増している。</p> <p>社会、経済等の状況に関し正確な統計を作成するためには、国民や企業に対して、その秘密に属する事項についても報告を求めることが必要となる。国民や企業の側にとっては、外部に知られたくない個人情報や企業の経営状況等について時間を割いて申告することになり、心理的・物理的な負担感を伴うことになるが、統計が国家、社会、個々の企業や世帯にとって不可欠な情報基盤であることにかんがみれば、政府として統計の重要性に対する国民の関心と理解を深めるための取組を進めるとともに、国民や企業に対し、統計調査への協力を求めていくことが必要である。</p> <p>また、調査実施者等においては、国民や企業の負担の下に集められた個人や企業の秘密に属する情報について、その保護に万全を期すことが正確な統計の作成には不可欠であり、秘密の保護なくしては統計調査に対する調査対象者の信頼を確保することはできず、一旦信頼が損なわれるとその回復は容易でない。</p> <p>2 当研究会の検討課題</p> <p>我が国の統計法制度は、統計に関する基本法である統計法（昭和 22 年法律第 18 号）と統計報告に関する国民負担を軽減し、行政事務の能率化を図ることを目的として制定された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の二法が中心となっている。</p> <p>これらの法律については、制定後、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理による昭和 57 年の改正、行政機関電算機個人情報保護法の制定に伴う昭和 63 年の改正など、関連法令の制定・改正等に伴う改正が逐次行われてきているが、近年では、以下のような統計調査を取り巻く環境の変化等への対応が重要な課題となっている。</p> <p>行政改革が進展する中で、行政機関の事務であっても、民間に委託した方が効率</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>1 統計の意義と秘密の保護、調査対象者の信頼確保</p> <p>統計は、人口、社会、経済等に関して、世帯や事業所・企業等の一定のその集団の状態を統計的手法を用いて正確に把握し、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであり、最近では、政策効果の事前・事後の評価のための指標としても重要性が高まっているなど、国や地方公共団体の行政運営上根幹的な基盤として極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>また、これにとどまらず、社会・経済の状況が大きく変化する中で、大学などにおける学術研究や、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上でも統計は重要性を増している。</p> <p>社会、経済等の状況に関し正確な統計を作成するためには、国民や企業に対して、その秘密に属する事項についても報告を求めることが必要となる。国民や企業の側にとっては、外部に知られたくない個人情報や企業の経営状況等について時間を割いて申告することになり、心理的・物理的な負担感を伴うことになるが、統計が国家、社会、個々の企業や世帯にとって不可欠な情報基盤であることにかんがみれば、政府として統計の重要性に対する国民の関心と理解を深めるための取組を進めるとともに、国民や企業に対し、統計調査への協力を求めていくことが必要である。</p> <p>また、調査実施者等においては、国民や企業の負担の下に集められた個人や企業の秘密に属する情報について、その保護に万全を期すことが正確な統計の作成には不可欠であり、秘密の保護なくしては統計調査に対する調査対象者の信頼を確保することはできず、一旦信頼が損なわれるとその回復は容易でない。</p> <p>2 当研究会の検討課題</p> <p>我が国の統計法制度は、統計に関する基本法である統計法（昭和 22 年法律第 18 号）と統計報告に関する国民負担を軽減し、行政事務の能率化を図ることを目的として制定された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の二法が中心となっている。</p> <p>これらの法律については、制定後、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理による昭和 57 年の改正、行政機関電算機個人情報保護法の制定に伴う昭和 63 年の改正など、関連法令の制定・改正等に伴う改正が逐次行われてきているが、近年では、以下のような統計調査を取り巻く環境の変化等への対応が重要な課題となっている。</p> <p>行政改革が進展する中で、行政機関の事務であっても、民間に委託した方が効率</p>

「中間とりまとめ」	「報告書」案（今回修正点）
<p>的なものについては、民間委託が推進され、これまでも統計調査については、相当程度の業務の民間委託が行われてきたが、近年、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）等により、包括的民間委託を含め、一層の民間委託の推進が求められている。</p> <p>一方、平成 17 年 4 月の個人情報保護法制の施行や個人情報の漏洩事件等の多発等により、国民や企業の個人情報保護に対する意識が一層高まり、統計調査への協力を得ることが困難になることが懸念される状況となっている。</p> <p>また、調査票等の統計データについては、国民の資源を投入して収集・作成されるものであり、学術研究や教育目的等を含め、できる限りその有効活用を促進することが求められており、これまでも、統計データの二次的利用の促進については、「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）等において指摘されてきている。</p> <p>一方、現行制度では、指定統計調査により集められた調査票を指定統計の作成以外の目的に使用することは原則として禁止され、目的外使用については、秘密の保護に欠けることがなく、高い公益性を有する場合に限り認められてきた。</p> <p>統計法では、秘密の保護義務や調査票の適正管理義務、秘密の漏洩に対する罰則等の規定が置かれるなど、秘密の保護のための措置が講じられており、これまでの統計行政においても、秘密の保護と調査対象者の信頼確保については特に配慮されてきた。統計法の制定以来、今日までに調査環境が大きく変化するとともに、統計に対するニーズが多様化・高度化してきていることに加え、情報技術の発達により匿名化など秘密保護と高度利用を両立させるための技術も著しく進歩してきたことから、統計法制度について必要な見直しを行うべき時期に来ていると考えられる。</p> <p>なお、平成 16 年 11 月に内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会が平成 17 年 6 月 10 日に取りまとめた報告書「政府統計の構造改革に向けて」においても、統計調査事務の民間委託の推進及び統計情報の多様かつ高度な利用の推進に伴う法制上の課題について、当研究会において検討を行うことが求められている。</p> <p>当研究会においては、統計調査の民間委託を一層推進するとともに統計データの二次的利用の促進についての様々な要請に応えるために、秘密の保護や調査対象者の信頼確保等にも十分配慮しつつ、統計法制上講ずるべき措置について検討を行った。</p>	<p>的なものについては、民間委託が推進され、これまでも統計調査については、相当程度の業務の民間委託が行われてきたが、近年、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）等により、包括的民間委託を含め、一層の民間委託の推進が求められている。</p> <p>一方、平成 17 年 4 月の個人情報保護法制の施行や個人情報の漏洩事件等の多発等により、国民や企業の個人情報保護に対する意識が一層高まり、統計調査への協力を得ることが困難になることが懸念される状況となっている。</p> <p>また、調査票等の統計データについては、国民の資源を投入して収集・作成されるものであり、学術研究や教育目的等を含め、できる限りその有効活用を促進することが求められており、これまでも、統計データの二次的利用の促進については、「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）等において指摘されてきている。</p> <p>一方、現行制度では、指定統計調査により集められた調査票を指定統計の作成以外の目的に使用することは原則として禁止され、目的外使用については、秘密の保護に欠けることがなく、高い公益性を有する場合に限り認められてきた。</p> <p>統計法では、秘密の保護義務や調査票の適正管理義務、秘密の漏洩に対する罰則等の規定が置かれるなど、秘密の保護のための措置が講じられており、これまでの統計行政においても、秘密の保護と調査対象者の信頼確保については特に配慮されてきた。統計法の制定以来、今日までに調査環境が大きく変化するとともに、統計に対するニーズが多様化・高度化してきていることに加え、情報技術の発達により匿名化など秘密保護と高度利用を両立させるための技術も著しく進歩してきたことから、統計法制度について必要な見直しを行うべき時期に来ていると考えられる。</p> <p>なお、平成 16 年 11 月に内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会が平成 17 年 6 月 10 日に取りまとめた報告書「政府統計の構造改革に向けて」においても、統計調査事務の民間委託の推進及び統計情報の多様かつ高度な利用の推進に伴う法制上の課題について、当研究会において検討を行うことが求められている。</p> <p>当研究会においては、統計調査の民間委託を一層推進するとともに統計データの二次的利用の促進についての様々な要請に応えるために、<u>昨今の調査環境の悪化等により、調査対象者の統計調査に対する協力が引き続き確保できるようにすることが重要であることを踏まえ、秘密の保護や調査対象者の信頼確保等にも十分配慮しつつ、統計法制上講ずるべき措置について検討を行った。</u></p>

「報告書」案（前回）	「報告書」案（今回修正点）
<p>統計データの二次的利用の促進について</p> <p>2 現行統計法に基づく調査票の利用</p> <p>(1) 現行統計法上の調査票の使用形態と問題点</p> <p>イ 統計法第 15 条に基づく調査票の目的外使用</p> <p>(ア) 調査票の目的外使用制度の現状</p> <p>統計法は、秘密の保護及び調査対象者の信頼の確保を図るため、指定統計を作成するために集められた調査票を「統計上の目的」以外に使用することを禁止している（統計法第 15 条第 1 項）。この場合の「統計上の目的」とは当該指定統計を作成することを指すものと理解されており、あらかじめ総務大臣の承認を受けた集計事項の作成以外に調査票を使用することは原則として認められていない。</p> <p>しかしながら、既存の指定統計調査の調査票を当該指定統計作成以外の目的にも活用することにより、国民や企業の調査負担の軽減に繋がり、また、結果として公益に資する可能性があることから、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示した場合に限り、指定統計調査の調査票を「統計上の目的」以外の目的、すなわち当該指定統計の作成以外の目的に使用することができることとされている（統計法第 15 条第 2 項）。</p> <p>この指定統計調査の調査票の目的外使用の承認に関する具体的基準、手続等については、「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」（平成 17 年 8 月 15 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「目的外事務処理要領」という。）において定められている。同要領によれば、指定統計調査の調査票の目的外使用の承認の判断に当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を損なうことがないように、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、当該使用が公益性の高いものであると認められる場合であることを承認の基本的な要件としている。より具体的には、例えば、調査票の使用者の範囲について、国の行政機関若しくは地方公共団体の職員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員又は法令の規定により公務に従事するとされている者（国公立の学校、研究所及び病院の役職員は除く。）については、基本的に問題ないとし、その他の者の場合は大学、病院、研究施設その他これらに相当する研究施設（以下「研究機関等」という。）に勤務する職員であり、かつ、当該研究機関等における研究について、行政機関又はそれに準ずる機関との共同研究、行政機関又はそれに準ずる機関からの委託又は補助を受けた研究、行政機関又はそれに準ずる機関により当該使用が公益性を有する旨の文書が添付された研究のいずれかの要件に該当する研究の一環として使用される場合に限る、調査票の目的外使用が承認される取扱いとなっている。</p>	<p>統計データの二次的利用の促進について</p> <p>2 現行統計法に基づく調査票の利用</p> <p>(1) 現行統計法上の調査票の使用形態と問題点</p> <p>イ 統計法第 15 条に基づく調査票の目的外使用</p> <p>(ア) 調査票の目的外使用制度の現状</p> <p>統計法は、秘密の保護及び調査対象者の信頼の確保を図るため、指定統計を作成するために集められた調査票を「統計上の目的」以外に使用することを禁止している（統計法第 15 条第 1 項）。この場合の「統計上の目的」とは当該指定統計を作成することを指すものと理解されており、あらかじめ総務大臣の承認を受けた集計事項の作成以外に調査票を使用することは原則として認められていない。</p> <p>しかしながら、既存の指定統計調査の調査票を当該指定統計作成以外の目的にも活用することにより、国民や企業の調査負担の軽減に繋がり、また、結果として公益に資する可能性があることから、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示した場合に限り、指定統計調査の調査票を「統計上の目的」以外の目的、すなわち当該指定統計の作成以外の目的に使用することができることとされている（統計法第 15 条第 2 項）。</p> <p>この指定統計調査の調査票の目的外使用の承認に関する具体的基準、手続等については、「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」（平成 17 年 8 月 15 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「目的外事務処理要領」という。）において定められている。同要領によれば、指定統計調査の調査票の目的外使用の承認の判断に当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を損なうことがないように、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、当該使用が公益性の高いものであると認められる場合であることを承認の基本的な要件としている。より具体的には、例えば、調査票の使用者の範囲について、国の行政機関若しくは地方公共団体の職員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員又は法令の規定により公務に従事するとされている者（国公立の学校、研究所及び病院の役職員は除く。）については、基本的に問題ないとし、その他の者の場合は大学、病院、研究施設その他これらに相当する研究施設（以下「研究機関等」という。）に勤務する職員であり、かつ、当該研究機関等における研究について、行政機関又はそれに準ずる機関との共同研究、行政機関又はそれに準ずる機関からの委託又は補助を受けた研究、行政機関又はそれに準ずる機関により当該使用が公益性を有する旨の文書が添付された研究のいずれかの要件に該当する研究の一環として使用される場合に限る、調査票の目的外使用が承認される取扱いとなっている。</p> <p><u>このように、調査票の目的外使用制度において「秘密の保護」と「公益性の高いこと」を要件としているのは、調査票の内容が漏洩・窃用される可能</u></p>



「報告書」案（前回）

3 指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱い

(2) 統計目的の統計データの使用

イ 統計データの使用形態別の取扱い

(ア) 個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的による使用

現在の目的外事務処理要領に定める指定統計調査の調査票の目的外使用の承認の基準等は、指定統計調査によって集められた調査票をそのままの形で使用する場合を念頭に規定している。実際の調査票の使用形態は、調査票原票そのものを使用する場合、調査票原票ではなく、氏名等直接的に個人を識別できる情報は消去した上で調査票の内容を転写した電磁的記録を使用する場合等様々であるが、いずれにしても個々の申告内容が明らかになる形で使用されるものであり、秘密の保護や調査対象者の信頼の確保という統計法制度がこれまで保護してきた利益にかんがみれば、そのような個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的での使用については、調査実施者の判断に委ねることにより手続の簡素化等を図るとしても、引き続き、これまでの調査票使用の承認の基準を維持し、当該使用について公益性が高いと認められる場合に限って例外的に認められるべきものと考ええる。

(ウ) 匿名標本データの作成・提供

データの提供を受ける者の範囲

このように匿名化のための措置が講じられたデータであれば、(ア)による調査票の使用が認められない民間の研究機関等に所属する者等に対して提供することとしても調査対象者の信頼を損なうことにはならず、オーダーメイド集計の場合と同様、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合に匿名標本データの利用を認めることが適当である。学術研究目的の範囲については、オーダーメイド集計における学術研究目的と基本的に同様に理解することが適当である。ただし、匿名標本データは、匿名化のための措置が施されているものではあっても、個票ベースで提供されるものであり、提供されたデータの管理体制等について十分な確認が必要であり、例え

「報告書」案（今回修正点）

性を法律上の守秘義務や罰則等のみにより完全に払拭し得ることは不可能であり、仮に、一旦、漏洩又は窃用があった場合には、統計調査全体に与える影響が大きいこと、また、調査対象者においては、国の統計調査に協力することで国や社会一般に対し多大な貢献をしているとの認識を有していると考えられるが、このような認識に反してみだりにその申告内容が使用されることとなれば統計調査に対する信頼を損なうおそれがあること等の考え方に基づくものである。

3 指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱い

(2) 統計目的の統計データの使用

イ 統計データの使用形態別の取扱い

(ア) 個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的による使用

現在の目的外事務処理要領に定める指定統計調査の調査票の目的外使用の承認の基準等は、指定統計調査によって集められた調査票をそのままの形で使用する場合を念頭に規定している。実際の調査票の使用形態は、調査票原票そのものを使用する場合、調査票原票ではなく、氏名等直接的に個人を識別できる情報は消去した上で調査票の内容を転写した電磁的記録を使用する場合等様々であるが、いずれにしても個々の申告内容が明らかになる形で使用されるものである。

2(1)イ(ア)で述べたように、個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的での使用に当たって「秘密の保護」、「公益性の高いこと」を承認の要件とすることについては、調査対象者の信頼を確保するために必要不可欠なものであり、使用を承認する判断を調査実施者に委ねることにより手続の簡素化等を図るとしても、引き続き、これまでの調査票使用の承認の基準を維持し、当該使用について公益性が高いと認められる場合に限って例外的に認められるべきものと考える。

(ウ) 匿名標本データの作成・提供

データの提供を受ける者の範囲

このように匿名化のための措置が講じられたデータであれば、(ア)による調査票の使用が認められない民間の研究機関等に所属する者等に対して提供することとしても調査対象者の信頼を損なうことにはならず、オーダーメイド集計の場合と同様、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合に匿名標本データの利用を認めることが適当である。学術研究目的の範囲については、オーダーメイド集計における学術研究目的と基本的に同様に理解することが適当である。なお、匿名標本データは、匿名化のための措置が施されており、統計データの有効活用を促進する観点からはできる限り広く利用を認めることが望ましいが、現時点では、一部の試行的な取組を

「報告書」案（前回）

ば大学院生や大学生などの学生がそのようなデータの適正な管理の主体たり得るかについては、慎重な検討が必要である。

その他、一定程度の公益性が認められるものとして、教育目的の利用が考えられ、大学等における実習の場において、匿名標本データの利用を認めることにより学生の統計データを利用した分析等に関する習熟度を高める場合、指導教員等の指導に基づき、講義・演習等の一環として、匿名標本データを用いた分析を行う場合等が想定される。この場合、利用の申し出を行うのは学生の指導に当たる教員等であり、実際にデータを使用することとなる学生は、当該教員等による厳格な管理の下、副次的にデータを利用することが可能となると理解することが適当である。

なお、教育目的の統計データの利用が認められる教育機関の範囲については、個票ベースの統計データの再集計の実施という作業のためには高度な知識・経験・技術が求められるものであること、匿名標本データは個体識別性を無くしたものであるとは言え、個票ベースで提供されるものであり、調査対象者の信頼に十分配慮する必要があること等を踏まえ、大学院、大学や高等専門学校等の高等教育機関における教育の一環としての使用に限ることが適当である。

また、匿名標本データの提供を受ける者からは、公平性の観点から、調査実施者の事務作業量に応じた応分の手数料を徴収できるようにすべきであり、手数料を徴収する事務の範囲を明確にする観点も含め、調査実施者による統計データの取扱いの判断基準として、匿名標本データの作成・提供について、法令上明確に規定しておく必要があると考える。

6 統計データアーカイブ

(2) 調査票の保存

指定統計調査の調査票の保存期間は、各調査の調査規則において定められており、調査票原票は比較的短い保存期間とした上で、調査票の内容を転写した電磁的記録については永年保存とする例が多いが、調査によっては、電磁的記録についても3年間から5年間等、比較的短い保存期間を定めている場合もある。今後、指定統計の作成以外の調査票の使用の要請に応え、将来的な統計データアーカイブの設置等に備えるためには、調査票を保存する必要がある、少なくとも調査票

「報告書」案（今回修正点）

除いてこれまで作成・使用された実績はなく、また、個票ベースで提供されるものであることに留意すべきである。このため、調査対象者の統計調査に対する信頼に十分配慮しながら提供を行っていく必要がある、提供されたデータの管理体制等について十分な確認を行うこととし、例えば大学院生や大学生などの学生がそのようなデータの適正な管理の主体たり得るかについては、特に慎重な検討が必要である。

その他、一定程度の公益性が認められるものとして、教育目的の利用が考えられ、指導教員等の指導に基づき、講義・演習等の一環として、匿名標本データを用いた分析を行う場合等が想定される。この場合、利用の申し出を行うのは学生の指導に当たる教員等であり、学生は副次的にデータを利用することが可能となるにすぎないと理解することになる。その際、実際にデータを利用することになるのはデータの管理能力が必ずしも十分でない場合もある学生であることに留意すれば、データの利用の申し出を行う教員等によりデータの厳格な管理を徹底することが可能であると認められる場合に限って、利用が認められるべきものであり、特に慎重な審査を行う必要がある。

なお、教育目的の統計データの利用が認められる教育機関の範囲については、個票ベースの統計データの再集計の実施という作業のためには高度な知識・経験・技術が求められるものであること、上記のように調査対象者の信頼に十分配慮する必要があること等を踏まえ、大学院、大学や高等専門学校等の高等教育機関における教育の一環としての使用に限ることが適当である。

また、匿名標本データの提供を受ける者からは、公平性の観点から、調査実施者の事務作業量に応じた応分の手数料を徴収できるようにすべきであり、手数料を徴収する事務の範囲を明確にする観点も含め、調査実施者による統計データの取扱いの判断基準として、匿名標本データの作成・提供について、法令上明確に規定しておく必要があると考える。

注) 網掛け枠囲み部分は、前回の審議を踏まえた修正箇所。

6 統計データアーカイブ

(2) 調査票の保存

指定統計調査の調査票の保存については、統計法第7条に基づき、「関係書類の保存期間及び保存責任者」が、あらかじめ総務大臣の承認を得る事項とされているほか、各調査の調査規則において調査票等の保存期間に関する規定が設けられている。これらによれば、調査票原票は比較的短い保存期間とした上で、調査票の内容を転写した電磁的記録については永年保存とする例が多いが、調査によっ

「報告書」案（前回）

の内容を転写した電磁的記録の保存期間については、できる限り長期間とすべきである。また、将来的な利用のためには、電磁的記録の保存形式等を統一し、調査方法や用語の定義等、統計調査に関連する必要な情報をあわせて保存することが適当である。なお、行政機関個人情報保護法では、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（同法第3条第2項）こととされており、この考え方を踏まえれば、少なくとも個人識別が可能なかたちで長期間にわたり調査票の保有・保存を行う場合には、指定統計の作成以外の統計データの使用も含めて、調査票の使用の目的として理解することになる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「行政機関情報公開法施行令」という。）第16条第1項第4号及び別表第二では、行政文書の管理に関する定めの一つとして、行政文書の最低保存期間の基準を定めており、最低保存期間の最も長いものは30年とされている。これについて、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ）では、「最低保存期間の最も長いものを30年としたのは、30年を一区切りとして保存継続の必要性の見直しを的確に実施する趣旨であるが、必要に応じて永年保存区分を設けること（未来永劫の趣旨ではなく、非常に長期の保存を要するものであって、不定の職務上必要な期間の趣旨）は妨げない。」としており、必要に応じ、調査票の保存期間を永年とすることも差し支えないと考えられる。

調査規則に調査票の保存期間が規定されている場合は、行政機関情報公開法施行令第16条第1項第12号において「法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。」と規定されており、各府省が設ける文書管理規則等の行政文書の管理に関する定めに基づき、調査規則において定めた保存期間が行政文書としての保存期間となると考えられる。

以上を踏まえ、調査票等を長期間保存する方法としては、以下の2通りの対応が考えられる。

a 統計法や統計法施行令等において、調査票の保存期間を統一的に定める、あるいは長期間保存するための措置を講ずることを求める。

b 各府省等において、自らが実施した指定統計調査の調査票の保存期間を、上記の趣旨を踏まえて設定し直すこと。

「報告書」案（今回修正点）

ては、電磁的記録についても3年間から5年間等、比較的短い保存期間を定めている場合もある。今後、指定統計の作成以外の調査票の使用の要請に応え、将来的な統計データアーカイブの設置等に備えるためには、調査票を保存する必要がある、少なくとも調査票の内容を転写した電磁的記録の保存期間については、できる限り長期間とすべきである。また、将来的な利用のためには、電磁的記録の保存形式等を統一し、調査方法や用語の定義等、統計調査に関連する必要な情報をあわせて保存することが適当である。なお、行政機関個人情報保護法では、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（同法第3条第2項）こととされており、この考え方を踏まえれば、少なくとも個人識別が可能なかたちで長期間にわたり調査票の保有・保存を行う場合には、指定統計の作成以外の統計データの使用も含めて、調査票の使用の目的として理解することになる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「行政機関情報公開法施行令」という。）第16条第1項第4号及び別表第二では、行政文書の管理に関する定めの一つとして、行政文書の最低保存期間の基準を定めており、最低保存期間の最も長いものは30年とされている。これについて、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ）では、「最低保存期間の最も長いものを30年としたのは、30年を一区切りとして保存継続の必要性の見直しを的確に実施する趣旨であるが、必要に応じて永年保存区分を設けること（未来永劫の趣旨ではなく、非常に長期の保存を要するものであって、不定の職務上必要な期間の趣旨）は妨げない。」としており、必要に応じ、調査票の保存期間を永年とすることも差し支えないと考えられる。

調査規則に調査票の保存期間が規定されている場合は、行政機関情報公開法施行令第16条第1項第12号において「法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。」と規定されており、各府省が設ける文書管理規則等の行政文書の管理に関する定めに基づき、調査規則において定めた保存期間が行政文書としての保存期間となると考えられる。

以上を踏まえ、調査票等の保存については、各調査実施者の取組を促し、できる限り統一的な運用を確保する観点から統計法に規定する考えもあるが、例えば、調査票以外の保存すべき調査関係書類の範囲、電磁的記録に転写済みの調査票原票の保存の必要性など今後具体的に整理を要する事項も多く残されている。このため、今後これらの点について検討を行った上で、法律のみならず政令、ガイドライン等どのようなレベルで規定するかという点も含め具体的な規定の整備の在り方について検討することが適当である。